

さいたま市業務委託最低制限価格取扱要綱の一部改正について

さいたま市業務委託最低制限価格取扱要綱を一部改正しますのでお知らせします。

1 改正のおもな内容

(1) 対象となる契約が変わります(第3条)

最低制限価格を設定する契約は、競争入札により締結する次に掲げる業務の請負契約のうち、当該契約の内容に適合した履行を確保するため必要があると認める契約です。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける業務の契約は対象外です。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ① 建物管理等業務 | ② 警備業務(機械警備業務を除く。) |
| ③ 清掃業務 | ④ 施設運転管理業務 |
| ⑤ 測量業務 | ⑥ 建築関係の建設コンサルタント業務 |
| ⑦ 土木関係の建設コンサルタント業務 | ⑧ 地質調査業務 |
| ⑨ その他市長が必要と認める業務 | |

(2) 最低制限価格の額が変わります(第5条)

最低制限価格の額は、業務に応じ、以下のとおりです。

- ① 建物管理等業務、警備業務、清掃業務及び施設運転管理業務
・予定価格に**10分の7**を乗じて得た額を下回らない額
- ② 測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び地質調査業務
・さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱の規定を準用して算出した額
- ③ その他市長が必要と認める業務
・予定価格に10分の6を乗じて得た額を下回らない額

2 施行期日 平成31年4月1日

平成31年4月1日以降に公告又は指名通知をするものから適用します。